

# 「防府市教育のつどい」開催補助金交付要綱

平成12年7月1日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、防府市学校教育の目標である「豊かな学力を育む学校教育」の実現に向けて、市内教職員及びPTA会員の意識改革を図ることを目的として「防府市教育のつどい」開催実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する当該事業に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の額)

第2条 市長は、予算の範囲内において、実行委員会が行う事業について、補助するものとする。

## (補助金交付の申請)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を申請しようとするときは、「防府市教育のつどい」開催補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

## (補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときには、当該補助金の交付を決定し、「防府市教育のつどい」開催補助金交付決定通知書（第2号様式）により、実行委員会に通知するものとする。

## (補助金の交付)

第5条 実行委員会は補助金交付の決定を受けたときは、「防府市教育のつどい」開催補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

## (実績報告)

第6条 実行委員会は、補助金の交付を受けたときは、当該年度末までに、実

施事業に関する資料及び決算書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 実行委員会は、補助金の交付を受けたときは、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係書類を整備しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

「防府市教育のつどい」開催補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長 様

「防府市教育のつどい」実行委員会

会長

下記のとおり 年度における「防府市教育のつどい」開催補助金の交付を受けたいので、「防府市教育のつどい」開催補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

第2号様式（第4条関係）

指令防教学第 号

「防府市教育のつどい」開催補助金交付決定通知書

「防府市教育のつどい」実行委員会  
会長

年 月 日付で申請のあった、 年度「防府市教育のつどい」開催補助金について、下記のとおり交付することに決定したので「防府市教育のつどい」開催補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第5条関係）

「防府市教育のつどい」開催補助金請求書

年 月 日

（宛先）防府市長 様

補助決定者

住 所 防府市寿町7番1号

団体名「防府市教育のつどい」実行委員会

代表者 会長

年 月 日付け防教学第 号で交付決定のあった 年度「防府市教育のつどい」開催補助金を交付されるよう、「防府市教育のつどい」開催補助金交付要綱第5条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

【口座振替依頼の場合は枠内に記入のこと】

|                       |                    |  |  |  |  |  |           |
|-----------------------|--------------------|--|--|--|--|--|-----------|
| 振 込 先                 | 銀行・信用金庫・農協・漁協・信用組合 |  |  |  |  |  |           |
| 金融機関名                 | 支店・支所・出張所          |  |  |  |  |  |           |
| 口座番号<br>種 別           |                    |  |  |  |  |  | 1：普通 2：当座 |
| 口座名義<br>(カタカナで記入願います) |                    |  |  |  |  |  |           |